

軽自動車等の抹消・名義変更等の手続はお済みですか？

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお済ませください。

手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとり、令和8年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

軽自動車を解体しただけでは廃車(抹消)手続をしたことにはなりません。車両の解体後は各窓口にて手続が必要となります。ご注意ください。

～ 3月末になると窓口がたいへん混みます。早めの手続をお願いします。～

車種/排気量	抹消	名義変更	住所変更
原動機付自転車～125cc	・標識交付証明書 ・印鑑(法人のみ)	・標識交付証明書 ・譲渡証明書	・町外転出の場合 左記抹消手続参照
小型特殊自動車 (ミニカー・農耕用作業)	・ナンバープレート ・身分証明書	・自賠責保険証明書 ・新・旧所有者の印鑑(法人のみ) ・身分証明書	・町内転居の場合 不要
軽二輪車 126cc～250cc	沖縄総合事務局 陸運事務所へお問い合わせください。 TEL:050-5540-2091		
小型二輪 251cc～			
軽自動車	軽自動車検査協会へお問い合わせください。 TEL:050-3816-3126		

※車種によって手続の窓口が異なります。ご確認の上、手続してください。

手続窓口/お問い合わせ:西原町役場 税務課 町県民税係 TEL:098-945-4729

STOP! 農地の違反転用

農地転用とは

「農地を農地以外のもの」にすることをいいます。 例:住宅地、駐車場、資材置場など

違反転用行為とは

・許可を受けずに農地を転用すること ・転用許可に付した条件に違反すること など

違反転用行為を行うと

許可なく転用行為をした場合は、農地法に違反することになり、原状回復命令や罰則の適用があります。

農地を転用する計画がある場合は

農地の場所や用途等によって、許可の要件が異なります。あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

お問い合わせ:西原町農業委員会 TEL:098-945-5281



西原町給水装置指定店(第278号)

- 水道管取替工事(水圧が弱い、サビ水が出る、漏水等)
- 貯水タンク清掃
- 水廻りリフォーム(トイレ、キッチン、浴室等)
- 給湯設備工事(石油ボイラー、エコキュート等)
- タイル工事(玄関、トイレ、浴室)
- 大工工事(床張替え、クロス貼替え)
- 塗装・防水・ひび割れ補修

お見積もり
無料!!



サンリフォーム沖縄
西原町字内間111-2 TEL.882-9155
☎0120-882-916

令和8年度 西原町人材育成会 学資金貸費生募集!

西原町人材育成会では、町の発展に寄与する人材の育成を目的として、町内に1年以上住所を有する者またはその者の子弟のうち、優秀な学生・生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、無利子で学資金を貸与します。



貸与予定人数及び貸与月額

種別	貸与予定人数	貸与月額
県内高等学校	若干名	10,000円
県内高等専門学校(1～3年次) (4～5年次)		10,000円 30,000円
県内専修学校(高等専修学校) (専門学校)		10,000円 30,000円
県内大学(大学院、短大含む)		30,000円
県外大学(//)		40,000円
海外大学		40,000円

返還の免除

保育士養成学校等で保育士の資格を取得し、町内の施設で保育士として3年間働いた場合は、学資の返還の免除ができます。詳細は町HPをご覧ください。

受付期間

3月2日(月)～31日(火)までに本会へ必着

※土曜日、日曜日、祝日、
平日の正午から午後1時を除く。

※応募書類等は町HPからダウンロードできます。



詳細はこちら▶

お問い合わせ・提出先:西原町人材育成会(西原町教育委員会 教育総務課内) TEL:098-945-3655

文化財コラム 文化財と激戦地

沖縄戦から81年が経とうとしています。戦争は、沖縄に大きな爪痕を残しました。そして、沖縄の大切な文化財も多くが被災しています。首里城が沖縄戦で破壊されたことは皆さんも聞いたことがあると思います。

本町の国指定史跡内間御殿においても、琉球王国時代に建てられた瓦葺きの神殿や先王旧宅碑の覆堂等が、沖縄戦で焼失しました。また、東江御殿の本門に掲げられていた尚敬王直筆の「致和」をかたどった木製扁額は、戦後、米軍がトイレの用材に使用したといわれ、一部損壊を受けています。現在は戦災文化財のひとつとして、沖縄県立博物館・美術館に展示されています。

また、沖縄戦の影響は県内各地に所在する埋蔵文化財包蔵地※1でも見られることがあります。西原にも、埋蔵文化財包蔵地は多くありますが、その中には、戦跡と重なるところがあります。例えば、イシグスクはロッキークラッグスと呼ばれた激戦地であり、津記武多グスクのふもとには小波津陣地壕が所在しています。さらに、戦時中は、お墓を壕として使った、避難したという証言も多くあります。戦時下でどれほどの埋蔵文化財が破壊されてしまったのか、その実態は今となってはわかりません。しかし、これから先、埋蔵文化財や未発見の文化財を守ることはできます。今も尚、沖縄では、戦没者の御遺骨や遺品のようなものが見つかることがあります。すぐにそうと判断するのではなく、特に人骨と思われる場合は、警察や最寄りの役場への通報をお願いします。また、その場所が埋蔵文化財包蔵地であれば、文化財担当へもご一報ください。その骨は、戦没者の御遺骨かもしれないし、古い墓や数百年から数千年前の遺跡からの人骨や獣骨かもしれません。ちなみに、埋蔵文化財包蔵地で遺骨収集を含め開発等による土を掘る行為を行う場合は、事前に文化財保護法の手続が必要です。遺跡は、一度掘り返されてしまうと、その土地に刻まれた歴史が消失してしまいますので、文化財保護へのご協力よろしくをお願いします。

※1文化財が埋もれている土地。遺跡。

参考文献:『尚円王生誕600年記念事業 企画展 尚円王と内間御殿』/西原町教育委員会



▲津記武多グスクふもとの小波津陣地壕

お問い合わせ:文化課 文化財係 TEL:098-944-4998